

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年7月9日

支出負担行為担当官

東北防衛局長 伊藤 茂樹

1 業務概要

- (1) 業務の名称 東北防衛局(元)防衛施設技術審査支援業務
- (2) 業務内容 東北防衛局が総合評価方式により発注する約25件(施工能力評価型21件、技術提案評価型(基準額未満)1件、技術提案評価型(基準額以上)3件)の工事に係る技術資料等の技術審査(分析・整理等)を実施する。
- (3) 履行期限 令和2年3月15日
- (4) 本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。
- (5) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては東北防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
- (6) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における平成31・32年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築コンサルタント」、「土木コンサルタント」、「電気コンサルタント」又は「機械コンサルタント」に係る「B」以上の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、東北防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(通達)」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく1級建築士事務所登録を有すること。
- (6) 次に示す同種又は類似業務について、平成21年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した業務の実績を有すること。
- ・ 同種業務：元請けとして国、都道府県又は政令市が発注する事業監理業務（防衛施設整備監理業務、技術審査業務、工事監理業務）
 - ・ 類似業務：建設工事の設計業務又は監理業務
- なお、当該実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）が発注した業務に係るものにあつては、業務成績評定通知書の評定点（総合点）（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。詳細は入札説明書による。
- (8) 東北防衛局が発注した業務のうち、平成29年度及び平成30年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)までに示す条件をすべて満たす者である。

(ア) 次の資格等のいずれかを有する。

- ①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門）
- ②建築士法（昭和25年法律第202号以下同じ。）第2条第2項に規定する1級建築士
- ③1級建築施工管理技士
- ④1級土木施工管理技士
- ⑤建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者
- ⑥電気主任技術者又は1級電気工事施工管理技士
- ⑦1級管工事施工管理技士
- ⑧(公社)土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- ⑨(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)
- ⑩(一社)建設コンサルタント協会認定RC CM又はRC CMと同等の能力を有する者(※技術士部門と同様の建設部門に限る)
- ⑪公共工事の技術審査を実施した経験を有する者
- ⑫公共工事の発注者(国、都道府県、地方自治体等で職員として従事したことをいう。)として技術的実務経験(工事に係る設計・積算・工事監督等の実務経験をいう。)を25年以上有する者

(イ) 平成21年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務における経験を有する。

・同種業務：元請けとして国、都道府県又は政令市が発注する事業監理業務(防衛施設整備監理業務、技術審査業務、工事監理業務)

・類似業務：建設工事の設計業務又は監理業務

なお、当該経験が防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。

(ウ) 令和元年7月9日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が4億円未満かつ10件未満である。

ただし、令和元年7月9日現在の手持ち業務に東北防衛局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満であるものとする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

(エ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ 配置予定担当技術者

配置予定担当技術者については、配置予定管理技術者との兼務は認めない。

(10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(11) 中立・公平性に関する要件

ア 参加表明書を提出する者は、東北防衛局における平成31・32年度の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない。

(12) 守秘性に関する要件

ア 守秘義務の遵守及び違反した場合の規定が社則などに明記されている。

イ 守秘義務の遵守に関する講習会・研修会を定期的実施している。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからウまでとし、詳細は入札説明書による。

ア 企業の実績及び能力

イ 配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は以下のとおりとする。

なお、価格評価点の満点は60点とする。

価格評価点＝60点×（1－入札価格／予定価格）

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じて、次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

(ア) 企業の実績及び能力

(イ) 配置予定管理技術者の経験及び能力

(ウ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからウまでをもって入札し、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(4) 実施上の留意事項

受注者より提出された「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号

東北防衛局総務部契約課

TEL 022-297-8296

FAX 022-297-8241

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和元年7月9日から同年8月28日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.dfe.mod.go.jp>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat 11形式)

図面類 : PDF (Acrobat 11形式)

申請書類 : Word (2013形式) 又は一太郎 (2013形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」(記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、CD-R (未使用に限る。) 1枚及び着払いのラベル (宅配業者の場合) 又は切手 (日本郵便の場合) を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書、技術資料及び技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和元年7月22日正午まで

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書、技術資料及び技術提案書 (以下「申請書等」という。) が3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送 (書留郵便に限る。) 若しくは託送 (書留郵便と同等のものに限る。) (以下「郵送等」という。) する。

(4) 入札書の受領期間等

ア 受領期間 令和元年8月22日から同年8月26日まで (行政機関の休日を除く。) の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後3時まで。紙入札方式による場合は午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までの間を除く。)。ただし、最終日は午後3時まで。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年8月29日 午前10時45分

イ 場所 東北防衛局5階電子入札室

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 納付 (保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店)。ただし、利付国債の提供 (取扱官庁 東北防衛局) 又は金融機関若しくは保証事業会社の保証 (取

扱官庁（東北防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 中立性・公正性に関する要件

(ア) 本業務の履行期間中に工期のある当該業務の対象工事に参加している者は、本業務に参加することはできない。

(イ) 当該業務を受注した者、「本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者並びに本業務の担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面・人事面で関係のある者は」は、当該業務の履行期間中は、東北防衛局発注工事（下請負としての工事参加も含む。）に参加することはできない。

なお、「本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者並びに本業務の担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面・人事面で関係のある者」とは、[1]又は[2]に該当する者である。

[1] 建設許可者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者（100分の50を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。）

[2] 建設業許可者の代表権を有する役員が参加意思表示者の代表権を有する役員を兼ねている者。

(ウ) 当該業務を受注した者は、当該業務の履行期間中は東北防衛局が発注する当該業務の対象工事の入札に参加することはできない。

(12) 詳細は入札説明書による。

6 用語の定義

入札公告、入札説明書及び評価基準等に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 防衛省発注機関

契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。

(2) 特殊法人等

ア 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」（平成13年2月15日政令第34号）第1条の法人をいう。

イ 別の法律によりアの法律に準拠した特殊法人等と同等と規定されている発注機関。

ウ 現在は特殊法人から外れているが、当時特殊法人等だった発注機関（過去における公団及び公社を含む。）。